

C(Z)01-01

宮警本務第1010号

昭和46年4月15日

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮城県警察本部長

特地公署および準特地公署の指定に伴う給与支給事務の取扱い
について（通達）

給与条例第12条の2、第12条の3の規定に基づく特地公署および準特地公署は、別添のとおり指定されたから通知する。

なお、これに伴う給与支給事務については、次の事項に留意し誤りのないようされたい。

記

1 特地勤務手当

(1) 支給要件

別添規則「附則別表」に掲げる公署に勤務する職員とする。

(2) 支給額

給料および扶養手当の月額の合計額に、次の級別区分による支給割合を乗じて得た額

級別区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
支給割合	4 — 100	8 — 100	12 — 100	16 — 100	20 — 100	25 — 100

2 特地勤務手当に準ずる手当

(1) 支給要件

職員が公署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合、または職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する公署またはその移転した公署が、前項の特地公署または、次に掲げる準特地公署に該当するときは、当該異動（公署移転）の日から3年以内の期間支給する。

準特地公署

公 署 名	所 在 地
石巻警察署 荻浜警察官駐在所	石巻市大字荻浜字家前34の2
鳴子警察署 真山警察官駐在所	玉造郡岩出山町上山里上真山字下道26の2
河北警察署 大川警察官駐在所	桃生郡河北町釜谷藪島32

（上記公署の指定は昭和46年4月1日からである。）

(2) 支給額

給料および扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額

(3) 支給の始期および終期

職員が異動等に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年に達する日をもって終る。

ただし、下記の場合は各々に示す日をもって終る。

- ア 職員が他の特地公署もしくは準特地公署以外の公署に異動した場合、または職員の在勤する公署が移転等のため、特地公署もしくは準特地公署に該当しないこととなった場合は、当該異動または移転等の日の前日
- イ 職員が他の特地公署もしくは準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合は住居移転の日の前日

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(5) 支給整理簿

特地勤務手当に準ずる手当を支給するにあたっては、別紙様式により職員別に作成し、各月の支給状況を明らかにしておくこと。

別紙様式

特地勤務手当に準ずる手当支給整理簿